

## 四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、四国運輸局公式マスコットキャラクターぴヨンちゃん（以下「ぴヨンちゃん」という。）の使用に関し必要な事項を定め、四国運輸局の施策等の普及促進に寄与することを目的とする。

### (著作権)

第2条 この規程において キャラクターは「ぴヨンちゃん」とし、その図柄は別紙のとおりとする。

2 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。以下同じ。）は、全て四国運輸局に帰属するものとする。

### (使用許諾の申請)

第3条 「ぴヨンちゃん」を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」使用許諾申請書（様式第1号）に必要書類を添えて四国運輸局長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の申請に要する費用は、使用申請者が負担するものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規程による許諾申請を要しない。

- (1) 国または地方公共団体が、その事業の一環で、デザイン等を改変することなく使用する場合。
- (2) 学校教育法第一条に規定する学校が教育目的に使用する場合。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用する場合。
- (4) 著作権法で認められている私的利用の範囲に該当する場合。
- (5) 「ぴヨンちゃん」の着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報に「ぴヨンちゃん」のデザイン等を改変することなく使用する場合。

### (使用許諾)

第4条 四国運輸局長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、使用を許諾するものとする。

- (1) 四国運輸局の品位を損なうおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (3) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。この号において同じ。）又は暴力団に關与する者が利用する場合。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者が利用する場合。
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者が利用する場合。
- (8) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合。
- (9) 「ぴヨンちゃん」をこの使用規程に基づいて使用しないおそれがある場合。
- (10) 「ぴヨンちゃん」のイメージを損なうおそれがある場合。
- (11) その他公益上の観点又は著作権管理上の観点から不適當である場合。

2 四国運輸局長は、「ぴヨンちゃん」の使用を許諾するとき又は使用を認めないときは、別記第2号様式による使用許諾回答書により、申請者に通知する。

3 四国運輸局長は、第1項の規定により許諾する場合において、条件を付することができる。

#### （使用上の遵守事項）

第5条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 使用承認を受けた目的及び承認された用途のみに使用し、四国運輸局長が指示する使用条件に従うこと。
- 3 別紙に規定する名称並びに図柄を利用し、デザイン等の変更を行わないこと。ただし、四国運輸局長が認めた場合を除く。
- 4 使用者は、商品等に著作権者の表示及び利用許諾番号「<sup>®</sup>四国運輸局ぴヨンちゃん（#許諾番号）」等の標記を付さなければならない。ただし、四国運輸局の同意を得た場合はこの限りでない。
- 5 標記の方法、場所その他の態様については、四国運輸局と使用者が協議して決定するものとする。

#### （使用料）

第6条 「ぴヨンちゃん」の使用料は、無償とする。

#### （使用期間）

第7条 「ぴヨンちゃん」の使用期間は、期限が付されていない場合、原則として許諾日から1年間とする。

- 2 前項の期間を超えて引き続き使用する場合は、改めて使用許諾を受けなければならない。
- 3 四国運輸局長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。

(完成品の提出)

第8条 使用者は、許諾を受けた商品等の完成品（広告を含む）を、あらかじめ四国運輸局長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真による提出等をもって完成品の提出に代えることができる。

(許諾内容の変更)

第9条 第3条の規定により使用者が許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、四国運輸局長に別記第3号様式による使用内容変更許諾申請書を提出し、その許諾を受けなければならない。

2 四国運輸局長は、「ぴヨンちゃん」の使用内容の変更を許諾するとき又は変更を認めないときは、別記第4号様式による使用内容変更許諾回答書により、使用者に通知するものとする。

(許諾の取消し)

第10条 四国運輸局長は、「ぴヨンちゃん」の使用が許諾内容に違反していると認める場合には、当該許諾を取消することができる。

2 前項に規定する許諾の取消しは、別記第5号様式による使用許諾取消書により、使用者に通知する。

3 使用者は、第1項の規定により「ぴヨンちゃん」の使用が取消されたときは、取消しの通知があった日以降、これを使用（製造、販売又は出荷を含む。）してはならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第3条の規定により許諾を受けた目的以外の目的のために「ぴヨンちゃん」を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(責任の制限)

第12条 第10条の規定により、「ぴヨンちゃん」の使用の許諾を取り消した場合において、使用の許諾を取り消された者又は第三者に損害が生じても、四国運輸局はその責めを負わない。

2 使用者が、「ぴヨンちゃん」の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償を求められた場合でも、四国運輸局はその責めを負わない。

3 使用者は、「ぴヨンちゃん」の使用により四国運輸局に損害を与えた場合は、故意又は過失の有無に関わらず、これによって生じた損害を四国運輸局に賠償しなければならない。

(第三者に対する権利侵害)

第13条 使用者は、「ぴヨンちゃん」の使用に当たり、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、その他の権利を侵害してはならない。

2 四国運輸局は、使用者が「ぴヨンちゃん」の使用により第三者の権利を侵害し又は使用者

が製造者としての責任を問われるに至ったときにおいても、一切の責めを負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第 14 条 使用者は、「ピヨンちゃん」若しくはこれに類似するもの又はこれらを含むものについて、産業財産権を取得してはならない。

(使用状況の調査)

第 15 条 四国運輸局長は、使用を許諾した「ピヨンちゃん」の使用状況について調査をすることができる。この場合、使用者は四国運輸局長からの調査の通知を受けた場合は、「ピヨンちゃん」の使用状況について報告しなければならない。

(補則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、四国運輸局長が別に定める。

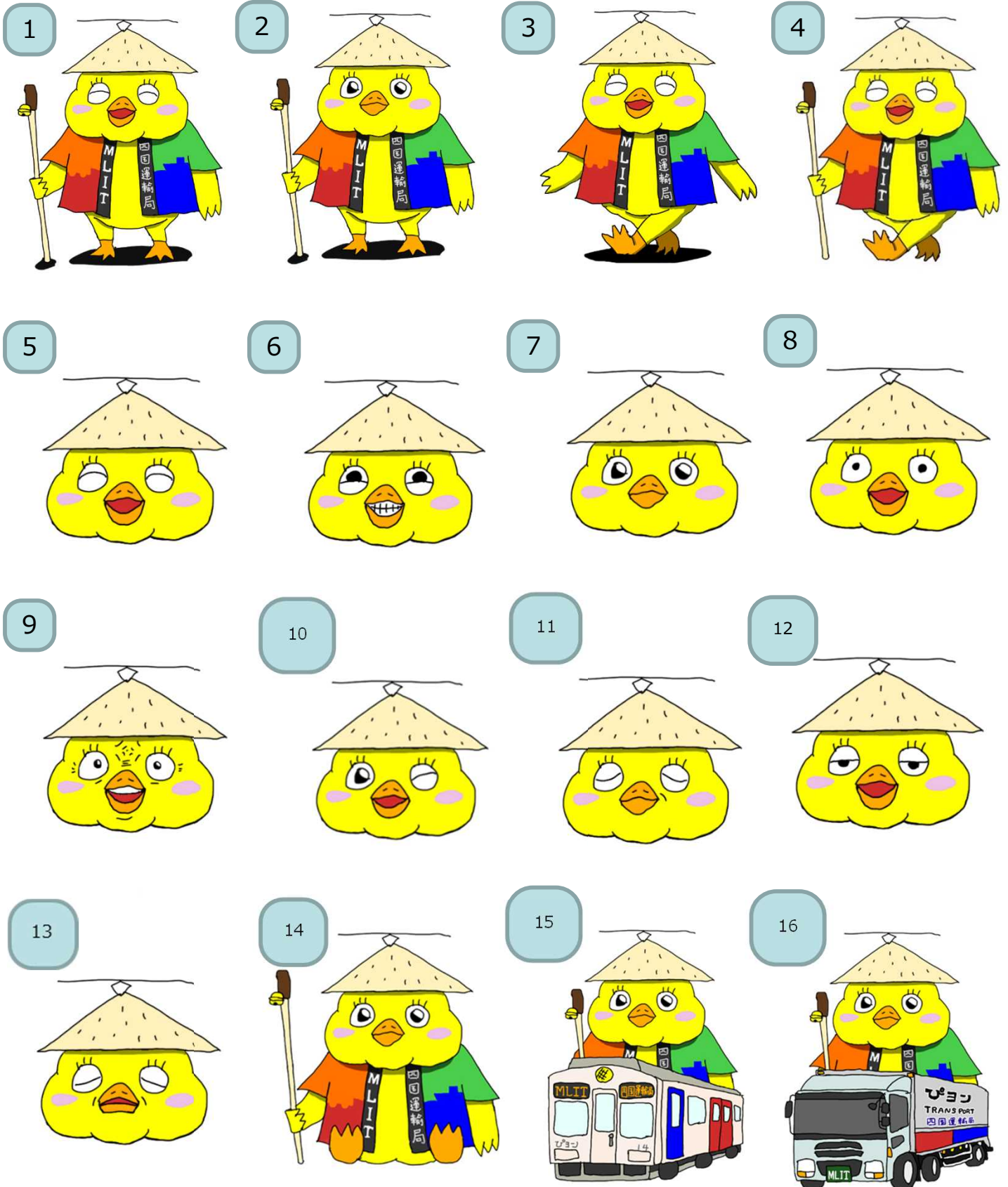
(附則)

1. この規程は令和 5 年 4 月 1 日 から施行する。
2. 一部改正 令和 5 年 1 1 月 2 2 日

# 別紙

正式名称:四国運輸局公式マスコットキャラクターぴヨンちゃん

愛称: マスコットキャラクター ピヨンちゃん



17



18



四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」  
使用許諾申請書

四国運輸局長 様

(申請者)

住所	〒
法人・団体名	
代表者の氏名	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」の使用許諾を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、「四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」使用規程」の内容を遵守するとともに、下記の遵守事項に違反した場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

使用種別	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他	
使用対象物		
使用目的及び内容		
「ぴヨンちゃん」画像データの提供を希望する場合	画像番号	
	データ形式	PNG
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
単価 (商品の場合は小売価格(消費税及び地方消費税を含まない。)、景品及び広告の場合は製造価格を記入。)	円	
製造個数(見込みでも可)		
(商品の場合) 当該商品の広告への 「ぴヨンちゃん」使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【以下の書類を添付ください】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（会社パンフレット等）

【以下の事項を誓約（チェック）ください】

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ではありません
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行っていません
- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行っていません

【以下の附帯事項を遵守（チェック）ください】

- 四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」デザインマニュアルに従って使用すること。
- 許諾された内容により使用すること。
- 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- 原則として、「©四国運輸局 ぴヨンちゃん #許諾番号」等と標記を付すること。
- 許諾に際して条件を付された場合には、それに従うこと。
- 許諾にかかる物品の完成品は、使用期間が始まる前に速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と四国運輸局長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- 四国運輸局から「ぴヨンちゃん」の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

【こちらも記入ください】

暴力団の排除に係る誓約書兼同意書

私（私を代表とする法人・団体）は、四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」の使用許諾申請を行うにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 私（私を代表とする法人・団体の役員一同）は、暴力団と一切関係はありません。
- 2 前項に反したことにより、貴職が四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」の使用許諾の取消し等を決定した場合は、その決定にしたがいます。

年 月 日

四国運輸局長 様

住所	
法人・団体名 (個人の場合は空欄)	
代表者の氏名 (個人の場合は個人の氏名)	



使用許諾回答書

様

四国運輸局長

年 月 日付けで申請のあった四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」の使用について下記のとおり使用を（認めます・認めません）  
（認める場合）なお、使用にあたっては「四国運輸局公式マスコットキャラクターぴヨンちゃん使用規程」の内容を遵守ください。

記

- 1 使用期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 許諾番号：

年 月 日

使用内容変更許諾申請書

四国運輸局長 様

（申請者） 住所  
氏名  
連絡先

年 月 日付けで許諾を受けた四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」の使用内容について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許諾番号
- 2 使用対象商品
- 3 変更内容
- 4 変更理由

第4号様式（第9条関係）

番 号  
年 月 日

使用内容変更許諾回答書

様

四国運輸局長

年 月 日付で申請のあった四国運輸局公式マスコットキャラクター「ぴヨンちゃん」の使用内容の変更について、その変更を（認めます・認めません）（認める場合）なお、使用にあたっては、「四国運輸局公式マスコットキャラクターぴヨンちゃん使用規程」の内容を遵守してください。

許諾番号：

第5号様式（第10条関係）

番 号  
年 月 日

使用許諾取消書

様

四国運輸局長

年 月 日付けで許諾した四国運輸局公式マスコットキャラクター「ピヨンちゃん」の使用について、下記のとおり許諾を取り消します。

については、この通知の到達日以降、「ピヨンちゃん」は使用（製造、販売又は出荷を含む。）できません。

許諾番号：

取消理由：